

令和7年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年2月27日（金）
開会：午前10時 閉会：午前10時40分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 2月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第12号 令和7年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第13号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第14号 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第15号 大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第16号 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等に関する告示について
 - 議案第17号 大津市立小中学校の校長及び教頭の任免の内申について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、東郷同室次長、浅野同室主任指導主事、二ノ宮学校給食課長、遠藤生涯学習センター所長、佐藤同センター主査、小林北部地域文化センター所長、新野和邇文化センター所長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第17号について非公開とすることを決定

2月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第12号 令和7年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○清水教育部長 本件は、補正予算案を市議会2月通常会議に提出するに当たり市長へ意見を申し出るものであるが、時間的余裕がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

今回の一般会計教育費の補正は36億7,082万9千円を増額するもので、学校給食事業特別会計の補正は1億361万2千円を増額するものである。

一般会計教育費の通番38及び39であるが、長寿命化改良事業を始めとする学校施設の改修事業について、国の令和7年度補正予算の成立に伴い、本市が令和8年度に予定している事業に関し、国庫補助金「学校施設環境改善交付金」を前倒しで採択することについて内示があったことから、2月補正予算に計上するものである。

長寿命化改良事業については、今年度当初から新規で採択されなかった小学校2校、並びに次年度3期目を迎える小学校1校及び中学校1校の計4校について計上している。

体育館空調設備整備事業については、令和6年度から今年度にかけて実施した中学校の体育館空調の設置について、生徒や学校から「夏場の教育環境の改善に効果があった」との声を聞いている。この取組を加速させるため、小学校においても熱中症対策や避難所機能の向上等の観点から、体育館空調設備の設置を実施したいと考えており、令和8年度から11年度までの4年間で33校について整備を予定している。なお、中学校で体育館空調が未施工である1校についても整備を実施する。

その他、トイレ改修事業について小学校8校及び中学校3校、また、防災機能強化に係る受水槽等改修工事等としては小学校2校及び中学校1校について計上している。さらに、エレベーター、スロープ等の教育環境整備に係るバリアフリー化工事に係る経費も計上している。

なお、これらの事業は令和8年度に実施するものであることから、歳入歳出とも令和8年度に繰り越すものとする。

通番40及び41については、南部学校給食共同調理場の空調設備更新工事に係る経費及び学校給食事業特別会計への繰出金を計上している。

学校給食事業特別会計の補正は、東部学校給食共同調理場の運営に係るサービス体系の改定等により増額補正するものである。

【質疑】

○田村委員 今回の補正をもって、小中学校のインフラ整備はおおむね終了するとの理解でよいのか。

○藤原教育総務課長 空調設備については令和11年度までの4年間で全ての小学校体育館に設置する予定をしている。ただし、体育館の建替えを予定している1校については、それよりも少し遅れる可能性がある。長寿命化改良については、計画に沿って進めており、今後については交付金の動向によって少し不明瞭な部分はあるものの、計画的に進んでいく見込みである。

【採 決】 可決

- 議案第 1 3 号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 4 号 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 5 号 大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

- 遠藤生涯学習センター所長 本件は、各センターが利用して居る施設予約システムの変更に伴い、関係する規則を改正するものである。
本市ではこれまでから貸室の予約及び許可に関してシステムを利用して来たが、3月から新たなシステムを利用することとなった。このシステムは、多くの自治体で利用されているパッケージ化されたものであり、一部を本市の仕様に改めて利用する。
施設の使用許可申請書及び使用許可書についてはシステムの仕様に合わせたものとするため、規則に定める様式を改正するものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

- 議案第 1 6 号 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等に関する告示について

【説 明】

- 遠藤生涯学習センター所長 生涯学習センターの使用許可申請については、規則に定める様式を提出する必要があるが、一部の貸室について電子媒体による申請フォーム等での申請を可能とするため、告示を行うものである。来館によらない電子申請を可能とすることで、利用者の負担軽減、利便性の向上を図っていく。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

- 議案第 1 7 号 大津市立小中学校の校長及び教頭の任免の内申について

【説 明】

- 藤橋教職員室長 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定により、市立小中学校の校長及び教頭の任免について内申するものである。
管理職の配置については、人事異動基本方針に沿って、明確な構想をもって自主的・自律的な学校経営・学校運営を行い、本市の教育課題及び各学校の課題に的確に対応しうる管理職員を、市内小中学校の状況等を総合的に勘案し、配置案を作成した。
今年度末は、役職定年を迎える校長が小中学校合わせて 1 3 人、特例任用が終了する校長が 2 人おり、教頭からの昇任者 9 人や、滋賀県教育委員会等からの転任者、新たな特例任用者を校長に配置している。教頭には、小中学校合わせて 9 人の昇任者を配置した。全体の異動率は、校長級は小学校で昨年度より低く、中学校で昨年度と同程度、教頭級は小中学校と

もに昨年度より高くなっている。

【質 疑】 非公開

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言